

一、拇指又は示指を失ひたるもの  
二、第一趾を合せ二趾以上を失ひたるもの

第四類 金五拾圓

一、拇指示指を除き他の三指を失ひ又は其の用を廢したるもの  
二、第一趾を除き他の三趾以上を失ひたるもの

第五類 金四拾圓

一、一眼の視力を妨げ又は一耳の機能を廢したるもの  
二、拇指示指を除き他の二指を失ひ又は其の用を廢したるもの  
本條の各傷に該當せざる傷痍と雖とも其の實狀救護を要するものは詮議の上其の勞働不能の程度に應じ適宜扶助金を給與す  
本條の各傷を併せ被るときは其の重きものに對し扶助金全額を給與し其の他の傷痍に對しては各規定額の半額を給與す但し扶助金總額は金三百圓を超ゆることなし

傷痍を受くる以前既に不具又は使用不能なりし關節又は機關が傷痍に因り喪失又は損傷したる場合は本條の給與を爲さざるものとす  
本條の扶助金支給は第二條養老金の支給を妨げず

第四條 職務を行ふに因りて死亡したるものには左の區別に依り弔慰金を其の遺族に給與す

- 一、滿三十年以上乗船したるもの 金四百圓以下
- 二、滿二十五年以上乗船したるもの 金三百圓以下
- 三、滿二十年以上乗船したるもの 金二百圓以下
- 四、滿十五年以上乗船したるもの 金百五十圓以下
- 五、滿十年以上乗船したるもの 金百圓以下
- 六、乗船十年未滿のもの 金六十圓以下

第五條 乗船年數は本會海員臺帳に據り之を調査計算するものとす  
臺帳記入以前に係るものは本會海員手帳及び船員手帖、船員手帖施行前に係